

農林漁業人材獲得支援事業実施要領

1 目的

近年、本県の農林漁業への就業については、就職が大半を占めており、県内外から職を求めて来ているが、まだまだ農林漁業の担い手は不足していることから、新規就業等を希望する者を対象とした県内外で開催される就職相談会（当センターのフェアを除く）等（以下「フェア等」という。）に出展する農林漁業事業体を支援することで新たな就職等につながり、担い手の定着や就業者の増加を図る。

2 事業の内容

県内外で開催される農林漁業のフェア等に求人を目的として出展する事業体に対し、その出展等にかかる経費の一部を助成する。

3 助成の要件及び助成額

(1) 助成対象事業体

県内で農林漁業を営み、ハローワーク等職業紹介事業を実施する組織に求人登録し、県内外のフェア等に出展する事業体を対象とする。

(2) 助成金額

助成は、次のいずれかを対象とする。

①出展料支援 1事業体当たり1ブースの出展料（オプションは含まない）の50%、ただし、上限20,000円とする。

②旅費支援 1事業体当たり1人の往復旅費（宿泊費は含まない）の50%、ただし、上限20,000円とする。

4 事業の実施

(1) 実施申請

助成を受けようとする事業体は、事業計画を公益財団法人三重県農林水産支援センター（以下「支援センター」という。）にフェア等開催の2週間前までに誓約書（第2号様式）を添えて申請（第1号様式）する。

(2) 内容等確認

支援センターは、申請を受理した後、内容等を確認するものとする。

(3) 結果の通知

支援センターは、確認した結果を申請事業体に速やかに通知（第3号様式の1、第3号様式の2）するものとする。

(4) 実施報告

決定の通知があった事業体は、フェア等終了後速やかにその実績を報告（第4号様式、第5号様式）するものとする。

(5) 助成金交付

支援センターは、提出のあった実施報告を確認し、適切であれば速やかに助成金を交付するものとする。

5 附則

令和6年4月1日制定